

基幹統計調査の承認の状況

(平成 27 年 9 月 1 日～9 月 30 日分)

平成 27 年 10 月 26 日
政策統括官(統計基準担当)

統計調査の名称	実施者	主な承認事項	承認年月日
農業経営統計調査	農林水産大臣	承認事項の変更 農林水産省設置法の改正により、組織再編を行うことに伴う調査組織の変更	H27.9.28
農林業センサス	農林水産大臣	承認事項の変更 農林水産省設置法の改正により、組織再編を行うことに伴う調査組織の変更	H27.9.28
漁業センサス	農林水産大臣	承認事項の変更 農林水産省設置法の改正により、組織再編を行うことに伴う調査組織の変更	H27.9.28
作物統計調査	農林水産大臣	承認事項の変更 農林水産省設置法の改正により、組織再編を行うことに伴う調査組織の変更	H27.9.28
海面漁業生産統計調査	農林水産大臣	承認事項の変更 農林水産省設置法の改正により、組織再編を行うことに伴う調査組織の変更	H27.9.28
木材統計調査	農林水産大臣	承認事項の変更 ① 農林水産省設置法の改正により、組織再編を行うことに伴う調査組織の変更 ② 調査事項の変更 ア) 普通合板の生産量に係る厚さ区分の変更 イ) 針葉樹構造用合板に係る入出荷量、在庫量等の事項を追加等	H27.9.28
牛乳乳製品統計調査	農林水産大臣	承認事項の変更 農林水産省設置法の改正により、組織再編を行うことに伴う調査票様式の変更	H27.9.28

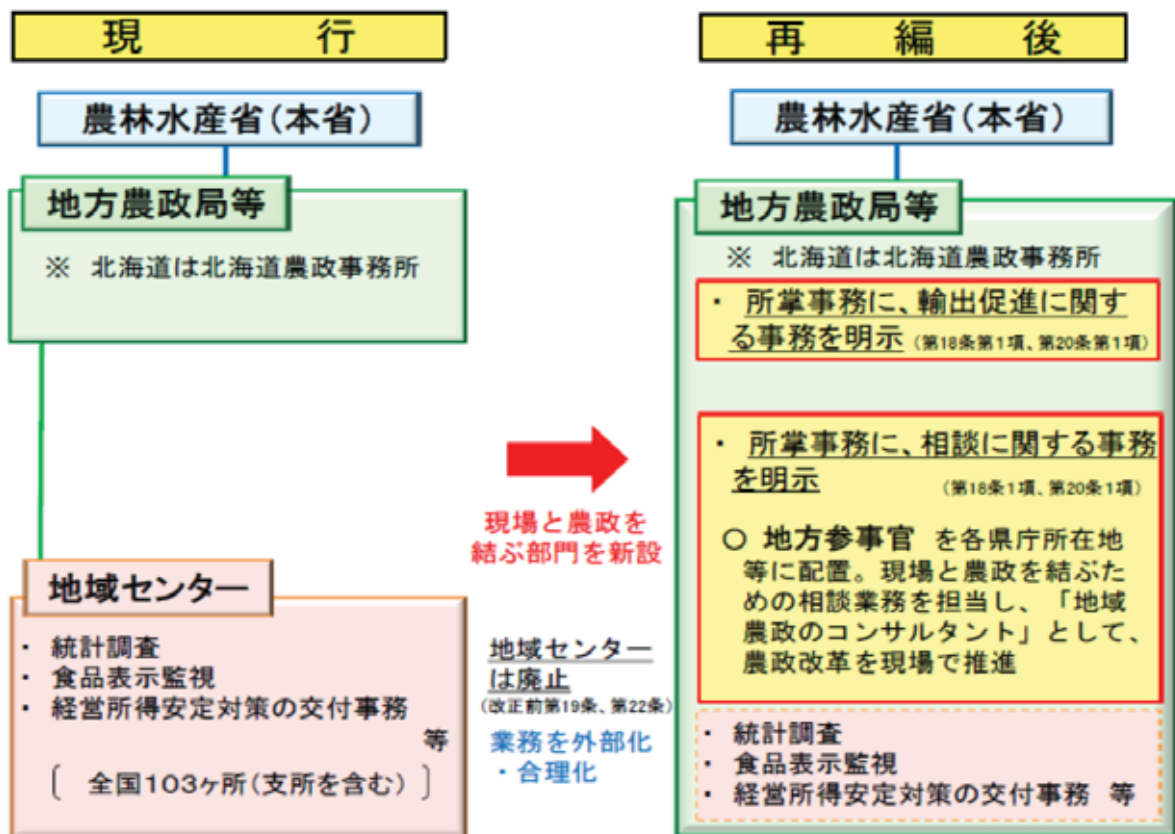
(注) 本表は、基幹統計調査に係る申請のうち、「軽微な変更」として統計委員会への諮問にかからなかったものを整理している。

農林水産省の組織再編について

農林水産省設置法の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 30 号）の施行（平成 27 年 10 月 1 日）に伴い、地方農政局及び北海道農政事務所の地域センターの廃止等の組織再編が行われたことを踏まえ、農林水産省所管の基幹統計調査の調査組織（調査系統）の名称を変更した。

今回の組織再編において、再編前に統計調査に係る事務を行っていた職員は、再編後も引き続き従前どおり統計調査に係る事務を行うなど、調査実施に係る体制は維持されるため、調査実施上の問題はない。

図 組織再編の概要



○調査組織（調査系統）の変更

（変更前）

農林水産省 — 地方農政局等 — 地域センター — 報告者

（変更後）

農林水産省 — 地方農政局等（地方農政局〇〇支局が含まれる） — 報告者

※ 地域センターは廃止されるが、変更後の地方農政局等には、都道府県単位で置かれる支局（例：関東農政局茨城支局等）が含まれており、調査実施に係る体制は維持される。